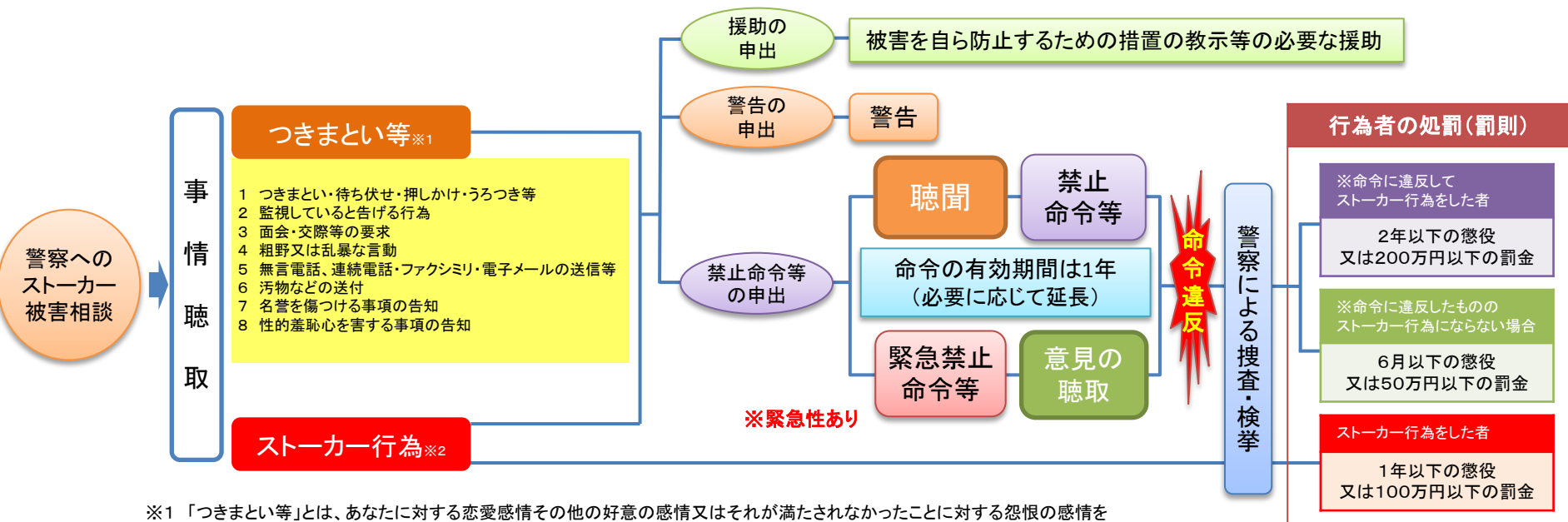


ストーカー相談の流れ



※1 「つきまとい等」とは、あなたに対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、あなたやあなたの身近な人(直系若しくは同居の親族その他あなたと社会生活において密接な関係を有する人)に対して行われる8つに類型化された行為(ストーカー規制法第2条第1項各号のいずれかに掲げる行為)をいいます。

※2 「ストーカー行為」とは、つきまとい等を繰り返し行うことをいいます。
 なお、8つの類型行為のうち、1号から4号及び5号(電子メールの送信等に限る。)の行為が「ストーカー行為」にあたるのは、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることになるかもしれないという不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限定されています。